

第 3 7 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市会議長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定に対する審査請求（以下「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書の一部公開又は非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求①について

(1) 令和 2年 9月10日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

1. 情報公開の文書

・令和元年度名古屋市市議会議員政務活動費収支報告及び領収書

2. 内容

(1) 調査費、広報費、陳情費、会議費、事務費での茶菓子代等について
（自由民主党）
(2) 人件費に支出の根拠について

3. 請求事項

・別紙のとおり

（別紙には、令和元年度政務活動費についての解明事項が記載されている。）

(2) 同年10月 9日、実施機関は、本件公開請求①に対して、次の 3つの文書を特定し、(1) についてはその一部を公開とするほか、(2) 及び(3) については存在しないため非公開とする一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 令和元年度政務活動費 領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し（請求に係るもの）（以下「本件行政文書」という。）

(2) 「茶菓子代」 添付資料の「解明事項」の回答

(3) 「人件費」 9月10日付の請求の添付資料「説明事項」の回答

(3) 同年11月 2日、審査請求人は、本件処分①のうち本件行政文書を一部公開とした部分を不服として、名古屋市会議長に対して審査請求を行った。

2 審査請求②について

(1) 令和 3年 2月22日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

1. 情報公開の文書

・令和元年度名古屋市市議会議員政務活動費の支出に伴う各種契約書

2. 内容

(1) 人件費の支出の根拠となる契約書

(2) 雇用契約書、労働条件通知書、労災保険、社会保険料等の各種契約書

(3) 市議会の会派別

3. 請求事項

なし

(2) 同年 3月 5日、実施機関は、本件公開請求②の対象となる文書（以下「本件対象文書」という。）は存在しないとして、非公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年 3月31日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市会議長に対して審査請求を行った。

第 4 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書の一部又は全部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①について

ア 本件行政文書に記載されている個人の住所、氏名、電話番号及び印影（以下「本件情報①」という。）は、個人の職業、社会活動等に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

イ 本件行政文書に記載されている法人等の印影（以下「本件情報②」という。）は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であ

って、公にすることにより、事業運営に支障を来すと認められるため、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する。

(2) 審査請求②について

本件対象文書は、取得又は作成しておらず、存在しない。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①について

ア 本件情報①は、名古屋市会における会派が雇用した個人に関するものであって、雇用関係や居住関係について、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

また、個人の私生活と密接にかかわり、公開されれば私生活の平穏が害されることが明らかな情報であるため、同号の「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当する。

イ 本件情報②は、当該法人等が事業を行うにあたり、対外的に行う取引等に関して文書が真正に作成されたものであることを示す認証機能を有するものであると認められ、公開されると、偽造等によって財産的被害を及ぼす等、不測の事態を招くことも考えられるため、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する。

ウ 審査請求人は、本件審査請求①の理由として、「支出方法が社会通念として、社会常識を逸脱し不信を招く方法がされていること」等を挙げているが、「支出方法」、「支払方法、内容」については、そもそも本件処分①で非公開とした部分に含まれていないため、審査請求人の主張は本件処分①を覆すものではない。

その他審査請求人が提出した「別紙」にもるる述べられているが、いずれも本件審査請求①の趣旨とは関係ないものであり、本件処分①を覆すものではない。

(2) 審査請求②について

ア 名古屋市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年名古屋市条例第 1 号。以下「政務活動費交付条例」という。）第 5 条第 1 項において、「政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により議長に提出しなければならない。この場合において、当該会派の代表者は、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し（以

下「領収書等」という。)を添付しなければならない。」と定められている。

イ 令和元年度分の政務活動費については、人件費の支出の事実を証する書類として、各会派から給料及び通勤費の領収書の写し並びに社会保険料の領収済額通知書の写し等が、収支報告書とともに実施機関へ提出されている。

しかし、本件対象文書については、当該支出の事実を直接証明する書類ではなく、各会派から実施機関に対して提出されていないため、実施機関において保有しておらず、公開できるものではない。

ウ 審査請求人は、本件審査請求②の理由として、「雇用契約に基づき給与が支払われているため雇用契約書が存在すること」等を挙げているが、いずれも実施機関が本件対象文書を保有していないことは直接関係しない主張である。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

(1) 審査請求①について

黒塗の部分の全面的開示。

(2) 審査請求②について

ア 人件費の支出に伴う各種契約書の「再調査」と「全面開示」を求める。

イ 全会派及び議員と雇用者との契約書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 領収書の写しを受領し、内容を精査した。支出方法が社会通念として、社会常識を逸脱し、不信感を招く方法がされている。

(2) 人件費について

ア 支出方法、内容等が不明である。支払方法が区々であり、支払者は会派名となっており、誰が支払ったか不明である。本来は、「議員名」「議員名・市議団名」「市議団名・議員名」とすべきである。

イ 使用者は労働者を雇用する場合、雇用契約書の締結及び労働条件通知

書の交付を義務付けられている。

毎月、給与、アルバイト代等の名称で、各会派で支払いがされている。当然雇用契約に基づき支払いが行われている。また、雇用契約を行えば、双方で労働条件等について話し合い、労働条件通知書で確認する。間違っても、労働条件等を口頭で行っているとは考えられない。

雇用契約書及び労働条件通知書の有無、あれば写しを明らかにすること。未締結又は交付していない場合は、その理由を明らかにすること。

ウ 政務活動補助員等の雇用に伴い、労災保険への加入が求められている。加入状況を明らかにし、加入であれば写しを明らかにすること。未加入の場合、その理由を明らかにすること。

労災保険、社会保険料等の契約書について、閲覧又はインターネットで公開されている資料に基づき、政務活動費の支出に伴う領収書の写しにより、労災保険、社会保険料の支払いを確認している。

エ 政務活動補助員等への給与、賃金等の支払者について、誰の名前で支払われているのか。支払者は、支払を受ける者に対して、給与所得の源泉徴収票及び報酬、料金、契約及び賞金の支払調書を発行しているのか。発行しない理由を明らかにすること。支払者は、支払を受ける者に対して、年末調整及び確定申告を行うよう指導しているのか。

源泉徴収票等が発行されているのは、一部会派だけである。支払者は支払いを受ける者に対して労働者を保護する責任がある。税法上の指導は支払者の義務であり、指導の無視は脱税を進めることである。

オ 支払者及び支払金額により按分率がバラバラである。按分率の根拠及び内容を明らかにすること。業務内容により相違があるが、どのように仕分けしているのか。支払額と充当額が同額のものがあるが、本来の支払額はいくらか。総額と充当額の差額の支払者は、誰か明らかにすること。支払者により領収書の書き方が違うが、会派内で統一すべきである。

按分率は明示されておらず、個々の議員の中で決めているようだが、統一的な按分率を定めるべきではないかと思う。

カ 会派へ提出されている領収書は、氏名、住所等は正規に出されている。税金から支払われる給与であることから、オープンにすべきではないか。本件情報①の黒塗りについて、他会派では、住所と印影は非公開で、氏名が公開されているものもあった。氏名や住所が明らかになると本当に私生活の平穏が害されるのか。市会図書館で閲覧ができるが、今年度は市会事務局の棚に置いてある。見に来る人が少ないのだろう。インター

ネットにしたらオープンになってしまうが、今の現状からいくと、そんなに問題があるのか。

また、個人情報明らかにしたとしても、私はその個人に対して追求するつもりはない。正規に働いたものは、もらえばいいと考えている。

キ 労働基準法では、労働契約書等の締結を書類での作成を定められている。実施機関は、名古屋市会議長及び各会派への対面での聞き取り、書類確認を行ったのか。名古屋市会では、契約書等の作成は労働基準法の適用外なのか。作成はされているのに、オープンにすることで何か弊害があるのか。

人件費は必要なものであると考えているが、雇用契約書等がないのはおかしい。ある会派から資料を取り寄せたが、ちゃんと雇用契約書等があった。添付されていないのはおかしい。チェックの問題でもあるため、是正してほしい。

ク 各種契約書等がないことから、第三者から見れば、不信と不正をしているのではないかと憶測する。個人情報との関係もあるが、できる限りオープンにすべきである。

(3) 茶菓子代等について

ア 社会通念として不信を招く支出がされている。特定の法人（以下「本件法人」という。）の領収書が異常に多くかつ高額である。

イ 特にコーヒー代は来客や陳情で出したとしても、多すぎるのではないかと疑念を抱く。本来、日常的に議員が飲食した料金は自費で支出すべきである。政務活動費での支払いは不正支出ではないか。

ウ 問題は、領収書さえあれば何でも支出できることである。会計責任者による、内容確認のチェック機能が果たされているのか疑問である。

エ 本件情報②について、社会性のある法人であるからこそオープンにすべきである。

(4) その他

ア 令和元年 3月に、政務活動費をオープンにするという新聞報道があったが、3年経っても公開されていない。

イ 審査会はあくまで文書の公開の妥当性を検討する場であり、実施機関の事務のやり方について意見することは難しいという点は理解している。

第 6 審査会の判断

1 争点

以下の 3 点が争点となっている。

(1) 本件情報①が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否か。

(2) 本件情報②が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否か。

(3) 本件対象文書が存在するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件審査請求の対象となる行政文書について

(1) 政務活動費は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 100 条第14項から第16項に基づき、政務活動費交付条例の定めるところにより、名古屋市会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、市長から、議会における会派に交付されるものである。

(2) 政務活動費交付条例第 5 条では、政務活動費の交付を受けた各会派代表者は、毎年、前年度の交付に係る政務活動費について、収支報告書及び領収書等の写しを議長に提出することが定められている。

(3) 本件行政文書は、上記(2)に基づいて、令和元年度に自由民主党名古屋市会議員団（以下「本件会派」という。）が、議長に対して提出した領収書等のうち本件法人に対して支払われた茶菓子代及び個人に対して支払われた人件費に係るものである。当該文書は、領収書等貼付欄並びに政務活動費の使途及び充当額等の記入欄で構成されており、領収書が添付されている。

本件情報①は、領収書発行者個人の住所、氏名、電話番号及び印影であ

り、本件行政文書のうち人件費の支出に係る領収書に記載されている。

また、本件情報②は領収書に押印された本件法人の印影であり、茶菓子代の支出に係る領収書に記載されている。

- (4) 本件対象文書は、令和元年度に名古屋市会の各会派に対して人件費として支出された政務活動費について、雇用契約書、労働条件通知書及び労災保険等、人件費の支出の根拠となる文書であると解される。

4 本件情報①の条例第 7条第 1項第 1号該当性について

まず、本件情報①が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

- (1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたいと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

- (2) 本件情報①は、個人の住所、氏名、電話番号及び印影であり、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

- (3) また、上記 3(3) のとおり、本件情報①は、人件費の支払いに係る領収書に記載されており、個人の給与を明らかにするものであることから、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたい情報であると認められるほか、事業を営む個人の当該事業に関する情報ではないと認められる。

- (4) 以上のことから、本件情報①は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

5 本件情報②の条例第 7条第 1項第 2号該当性について

次に、本件情報②が、条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かを判断する。

- (1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

- (2) 本件情報②は、本件法人の印影であり、法人の事業活動上の情報であることは明らかである。

(3) 本件情報②は、上記第 4の 2(1) イで実施機関が主張するとおり、それが押印されている文書の真正性を示すものとして使用されているものと認められ、また、本件法人が、本件情報②を事業上関わりのない不特定多数の者に対し広く一般に公開しているとは認められないことから、これを公開すると、当該法人名義の文書が偽造されるなどの不測の事態が生ずるおそれは否定できず、当該法人に明らかに不利益を与えると認められる。

(4) 以上のことから、本件情報②は、条例第 7条第 1項第 2号に該当すると認められる。

6 本件対象文書が存在するか否かについて

(1) 行政文書とは、条例第 2条第 2号において、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものと定義されている。

(2) 政務活動費の収支報告については、上記 3 (2)のとおり、会派代表者が領収書等を議長に提出するとされているほか、名古屋市会政務活動費の交付に関する規則（平成13年名古屋市規則第11号）第 6条により、会派の経理責任者において、領収書等の証拠書類を整理し、保管することが義務付けられている。

(3) このため、本件対象文書は、政務活動費の交付を受けた各会派において作成又は保管されていることも考えられるが、政務活動費の収支報告書に領収書が添付されており、実施機関が適正に事務を執行できる場合に、各会派に対して当該領収書以外に疎明資料の提出を求める必要はないことから、本件処分②において、本件対象文書を取得していないとする実施機関の主張に不自然・不合理な点はない。

(4) 以上のことから、本件対象文書は存在しないと認められる。

7 審査請求人は、その他種々主張し、より透明性の高い市政の推進を望む市民感情も理解できないことではないが、本件処分①及び②の妥当性については、上記 4、 5及び 6において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

8 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 審査請求①について

年 月 日	内 容
令和 2年11月12日	諮問書の受理
令和 3年 1月15日	弁明書の写しの受理
2月19日	反論意見書の受理

(2) 審査請求②について

年 月 日	内 容
令和 3年 4月16日	諮問書の受理
5月26日	弁明書の写しの受理
6月28日	反論意見書の受理

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 4年 8月 5日 (第36回第 3小委員会)	調査審議
9月 2日 (第37回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第37回第 3小委員会)	調査審議
10月 7日 (第38回第 3小委員会)	調査審議
11月21日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人